

災害廃棄物中部ブロック広域連携計画（仮称）
目次（素案）

1. 目的

2. 計画第〇版の対象範囲

○県、市町村の管轄内でできること及び県内の広域連携については、災害廃棄物処理計画に記載されることを前提に、本計画では県境を越える広域連携についてのみ記載する旨を記載。

○年度内は、全ての県の災害廃棄物処理計画が策定されていない可能性があるため、第一版（可能であれば年度内に策定）は、発災前や緊急度の高い初期対応時を中心に記載し、順次、拡充していくことも想定しているため、第〇版ではどこまで書いて、どこからは今後検討としているかを記載。

3. 想定される大規模災害

○中部ブロックで県境を越える広域連携が必要な大規模災害として、想定される災害の概要を簡潔に記載。

○各県の防災計画、災害廃棄物処理計画等において想定されている災害を洗い出し、県域を越える連携が必要な災害を抽出して記載する予定。

○具体的な想定がない場合は、抽象的な表現で記載。

○可能であれば、6. の初期対応を自動的に開始すべき災害の要件を記載。

3.1. 地震・津波

○南海トラフ巨大地震や日本海における大規模地震及びそれによる津波、内陸直下型地震、規模は比較的小さいが県境付近で生じる地震等について記載。

3.2. 火山

○火山についても広域連携が必要となる場合があるが、中部ブロック内で具体的に想定される火山が現時点でなければ抽象的な表現で記載。

3.3. 風水害

○県域を越える連携が必要な規模の風水害、比較的規模は小さいが県境付近で生じる風水害を記載。

4. 必要とされる広域連携の概要

- 県境を越える広域連携の対象として想定される事項及び記載箇所を表で記載。
- 具体的な内容、手順等については5. 以降で記載。

	時期			
	発災前	初期対応	本格対応	対応完了
情報共有	5.1.	6.1.	7.1.	8.1.
人材	5.2.	6.2.	7.2.	8.2.
資機材	—	6.3.	7.3.	—
中間処理	—	6.4.	7.4.	—
再生利用	—	—	7.5.	—
最終処分	—	—	7.6.	—

5. 発災前の広域連携の手順

- 協議会を中心に平常時から継続的に実施する予定の広域連携を中心に記載。

5.1. 情報共有

- 協議会・幹事会において、発災前に共有すべき情報及び共有の手順を記載。
- 関係機関（中部圏戦略会議等）と共有すべき情報及び共有の手順を記載。
- 他ブロックと共有すべき情報及び共有の手順を記載。

5.2. 人材の育成

- 中部地方環境事務所主催のセミナー、訓練等の実施手順について記載。
- 他に、県を越えて連携して実施する人材育成があれば記載。将来的には例えば、中部圏戦略会議等が主導して実施する訓練等と連携していくことも検討。
- 他ブロック（特に隣接したブロック）と連携したセミナー、訓練等についても検討。

6. 初期対応時の広域連携の手順

- 第一版で可能限り具体的に記載。
- 初期対応時は迅速性が優先されること、現状の中部地方環境事務所は被災後直ちに機能できない可能性もあることから、あらかじめ、被災県に対する支援県を割り振っておき、県同士で直接やり取りすることを基本とする予定。
- 他ブロックとの広域連携についても記載。(ただし、他ブロックの検討状況によっては、第一版で具体的な記載は行わない。)

6.1. 情報共有

- 発災直後に共有すべき情報を記載。
- 被災市町村の情報を被災県が集約し、支援自治体、中部地方環境事務所及び環境省本省等と共有する手順を記載。
- 他ブロックと共有すべき情報及び共有の手順を記載。

6.2. 人材の確保

- 被災市町村で必要な人材を被災県が集約し、支援県に対して支援要請し、支援県が県職員、県内市町村の職員等を派遣するための手順を記載。
- 環境省本省と連携した専門家等の派遣についても記載。
- 必要な場合に、他ブロックから人的支援を得る手順を記載。

6.3. 資機材の確保

- 被災市町村で必要な資機材を被災県が集約し、支援県に対して支援要請し、支援県が県、県内市町村等が所有する資機材を提供するための手順を記載。
- 初期対応時に広域的な支援が必要となる資機材を列記。(仮設トイレ、薬剤、車両、燃料等)
- 必要な場合に、他ブロックから資機材の支援を得る手順を記載。

6.4. 既存の処理施設の活用

- し尿、腐敗性廃棄物、有害物など緊急性の高い処理のうち、広域処理が必要なものについて被災県が集約し、支援県に対して支援要請し、支援県が県、県内市町村等が所有する既存の処理施設で緊急的に受け入れるための手順を記載。
- 必要な場合に、他ブロックの既存の処理施設を活用する手順を記載。

7. 本格対応時の広域連携の手順

- 基本的に、中部ブロック内のほぼ全ての県の災害廃棄物処理計画が策定されるのを待って、第二版以降で記載することを想定。
- 概ね災害廃棄物処理指針、災害廃棄物処理実行計画が策定された時期以降を対象。
- 中部地方環境事務所が被災したとしても、この段階では機能を回復・拡充していると思われることから、県間の基本的な調整は中部地方環境事務所を通して行った上で、県同士で詳細を調整することを基本とすることを予定。
- 他ブロックとの連携については、この段階では、災害の被災範囲に応じて、適切な広域連携の範囲が確定され、災害廃棄物処理指針で明示されていることが想定されるため、基本的には記載しない。なお、広域連携の範囲が現在の中部ブロックとは異なる範囲となった結果、中部地方環境事務所とは別の地方環境事務所又は環境省本省が調整の中心となることも想定される。

7.1. 情報共有

- 初期対応時に生じた混乱、不均衡等を調整するために必要な情報及びその共有の手順を記載。
- 災害廃棄物処理指針、災害廃棄物処理実行計画の策定、見直しに当たって、整合性を図るため、共有が必要な情報及び共有の手順を記載。
- 広域連携を安定的に継続するための調整に必要な情報及びその共有の手順を記載。

7.2. 人材の確保

- 初期対応時に生じた人材の過不足、不均衡を確認し、適正な人材の配置に向けた調整を行うための手順を記載。例えば、被災県における人材の過不足に関する情報を中部地方環境事務所が収集整理した上で、一部の支援県に偏らないよう配慮した適正な人材の再配置案を作成し、支援県に追加の人材支援を要請したり、不足している被災県への再配置を要請したりすることなどを想定。
- 対応が長期に渡る場合は、特定の自治体等の人材に過度な負担が集中しないよう、適切な頻度で交代させるための手順を記載。

7.3. 資機材の確保

- 初期対応時に生じた資機材の過不足、不均衡を確認し、適正な資機材の配置に向けた調整を行うための手順を記載。例えば、被災県における資機材の過不足に関する情報を中部地方環境事務所が収集整理した上で、一部の支援県に偏らないよう配慮した適正な資機材の再配置案を作成し、支援県に追加の資機材の支援を要請したり、不足している被災県への再配置を要請することなどを想

定。

7.4. 既存中間処理施設の活用及び仮設中間処理施設の整備

- 中間処理は被災地域において可能な限り行うことが基本。
- 既存中間処理施設及び仮設中間処理施設での県境を越える広域中間処理が必要となる場合について、その手順を記載。被災県の災害廃棄物処理実行計画検討の際に広域中間処理の要請量について中部地方環境事務所を通して支援県に伝達し、支援県が管内市町村等と調整した受入可能量を中部地方環境事務所を通じて被災県に伝達し、災害廃棄物処理実行計画に盛り込んでいくことを想定。
- 災害時に処理が困難となる物について、特に記載すべき事項があれば、記載。

7.5. 再生資材の利活用

- 再生資材の利活用は、被災地域において可能な限り行うことが基本。特に被災自治体の関係部局で十分な調整を行い、管内の公共事業で可能な限り利活用することが基本。国が行う公共事業への利活用については、中部地方環境事務所を通して、中部地方整備局等と情報共有するための手順を記載。中部地方整備局等から再生資材を必要とする事業の予定工期、要求品質等の情報を積極的にご提供いただき、中部地方環境事務所を通じて、被災県に伝達し、災害廃棄物処理実行計画に盛り込んでいくことを想定。
- 県境を越える再生資材の利活用が必要となる場合について、その手順を記載。支援県から再生資材を必要とする事業の予定工期、要求品質等の情報を積極的にご提供いただき、中部地方環境事務所が集約した上で、被災県に伝達することを想定。

7.6. 最終処分場の確保

- 最終処分場は被災地域において可能な限り確保することが基本。
- 県境を越える広域最終処分が必要となる場合について、その手順を記載。被災県の災害廃棄物処理実行計画検討の際に広域最終処分の要請量について中部地方環境事務所を通して支援県に伝達し、支援県が管内市町村等と調整した受入可能量を中部地方環境事務所を通じて被災県に伝達し、災害廃棄物処理実行計画に盛り込んでいくことを想定。
- 7.4.の広域中間処理によって発生した処理残さの最終処分について、広域最終処分が必要な場合について、その手順を記載。
- 災害時に処理が困難となる物について、特に記載すべき事項があれば、記載。

8. 対応完了後の広域連携の手順

- 災害廃棄物の処理、最終処分が完了した後に必要となる広域連携の手順を記

載。

8.1. 情報共有

○災害廃棄物の広域連携の経験について、整理・蓄積し、将来の災害対応に資するため共有すべき情報及び共有の手順を記載。中部地方環境事務所が関連する文書の収集、ヒアリング等を行い、報告書案を作成し、協議会でとりまとめることを想定。

8.2. 人材の育成、確保

○災害廃棄物対策、広域連携の経験を踏まえ、セミナー、訓練等についての内容を充実するための手順について記載。
○災害廃棄物対策、広域連携を経験した人材に関する情報を共有する手順について記載。

8.3. 再生資材の利活用

○対応完了後も再生資材のストックが残った場合に、再生資材を利活用する手順を記載。基本的には、本格対応時と同様の手順を想定。

9. 計画の見直し、増補、改訂

○訓練や国内で起きた災害を踏まえて、毎年協議会で見直すべきところがないか議論し、あれば、増補、改訂をしていく。
○定期的な見直しの頻度は、自治体の災害廃棄物処理計画の見直しの頻度も考慮した上で、検討。

10. 担当者名簿、様式、資料集

○1～9まではなるべく簡潔に書き、担当者名簿、様式、資料は末尾にまとめるか、別冊とする。
○担当者名簿については、人事異動のたびに、中部地方環境事務所が更新作業を行い、遅滞なく共有する。